

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
千葉用水総合管理所長 土田 百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 新川揚水機場小ポンプ2号点検整備 (オープンカウンター方式による)
2 業 務 場 所 千葉県成田市新川地内(新川揚水機場)
3 業 務 期 間 契 約 締 結 の 翌 日 から 令和8年9月14日 まで
4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「設備の保守・点検管理(役務の提供)」の認定を受けており、希望業種の「ポンプ設備(揚排水ポンプ設備)」に登録されている者であり、かつ、千葉県、茨城県、東京都、埼玉県の内いずれかに本店又は支店等がある者。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提 出 方 法 電子メール(又はFAX)による。
なお、電子メール(又はFAX)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 見 積 書 提 出 期 限 令 和 8 年 6 月 10 日 10:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709
- 5) 担 当 者 経理課 岩淵
- 6) 質 問 書 提 出 期 限 令 和 8 年 6 月 8 日 10:00 まで
- 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和08年06月11日までとします。
- 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌営業日までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。
- 4) 契約の相手方として決定した場合には、担当者の指示するところにより、速やかに契約書または請書を作成するものとします。なお、契約金額が100万円以下の場合は、契約書及び請書を省略することができます。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 岩淵			
	電話番号	047-483-0722	FAX番号	047-483-0709
	メールアドレス	nyukei.chiba@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
<p>以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。</p> <p>○見積依頼件名</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">新川揚水機場小ポンプ2号点検整備</p> <p>○くじ用数値</p> <p>くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。</p> <div style="border: 2px solid black; width: 250px; height: 30px; margin: 10px auto; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 80px; height: 20px;"></div> <div style="width: 80px; height: 20px;"></div> <div style="width: 80px; height: 20px;"></div> </div> <p>○見積辞退について</p> <p>見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。</p> <p>○同方式の承諾</p> <p>「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 承諾する</p>				

新川揚水機場小ポンプ2号点検整備

仕 様 書

令和8年5月

独立行政法人 水資源機構

千葉用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所(以下「機構」という。)が行う、「新川揚水機場小ポンプ2号点検整備」(以下「業務」という。)に適用する。

第2節 業務の内容

2-1 履行場所

千葉県成田市新川地内(新川揚水機場)

2-2 概要

本業務は、新川揚水機場に設置されている小ポンプ2号設備の機能を正常に維持し円滑な運用を図るため点検を行うものである。

2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の点検を実施するものとする。

なお、年点検には清掃・給油・簡易な調整・予備品交換並びに管理運転を含むものとする。

施設名	設備名	数量	備考
新川揚水機場	小ポンプ2号	1台	年点検、集電装置清掃
	系統機器設備 (小ポンプ2号用)	1式	年点検、オートストレーナ清掃、 冷却パネル清掃
	操作制御設備 (小ポンプ2号用)	1式	年点検

2-4 業務履行時期

本業務対象施設の年点検及び整備作業の履行時期について、対象施設は運用中であるため、各設備の使用状況等により点検が出来ない場合がある。そのため、業務工程の詳細については担当職員と打ち合わせを行い、決定するものとする。

第3節 履工期間

履工期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結日の翌日から令和8年9月14日までとする。なお、休日等には、日曜日、祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 提出図書

本業務における提出図書の内容及び部数は次のとおりとする。

業務履行前に提出するもの

・業務計画書 1部

業務完了前に提出するもの

・点検報告書 1部

第5節 異常発見時の対応

5-1 異常発見時の対応

本業務履行期間中に異常を発見した場合は、直ちに担当職員に報告し、その指示に従うとともに、速やかにその状況写真を提出するものとする。

5-2 不具合箇所の処置

1) 機構は、受注者と協議のうえ、不具合箇所の処置について、作業等の追加指示を行う場合がある。

なお、追加指示項目については設計変更の対象とする。

2) 不具合原因について別途詳細な調査、分析等が必要と判断される場合は、状況調査及び計測等を行い、報告書の作成を指示する場合がある。

なお、その際は設計変更の対象とするものとする。

3) 軽微な補修にて対応が可能なものに関しては処理方針の提案をし、担当職員と協議のうえ補修を行うものとする。

第6節 支給材料及び貸与品等

6-1 電力

本業務に必要な次のものを、引渡し可能な場所に限り無償支給するものとする。

- 1) 設備の運転操作に必要な電力
- 2) 整備に必要な低圧電力
- 3) 機構所有の予備品

6-1 貸与資料等

本業務において、必要に応じて次の資料を貸与する。

- 1) 新川揚水機場 ポンプ設備関係資料
- 2) 過年度の点検報告書
- 3) その他監督員が認めたもの

第7節 設計変更

本件の履行にあたり、点検内容及び点検回数の変更もしくは点検結果に基づく補修、調整作業等の追加が生じた場合は担当職員と協議のうえ実施するものとする。なお履行内容の変更を行う場合は、受発注者間での協議により、設計変更ならびに請負代金額の変更ができるものとする。

第8節 業務中の安全管理

(1) 業務中における安全の確保

受注者は、業務中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械運転、電気設備等については、関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。

なお、業務中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

(2) 安全施設の設置

受注者は、安全衛生に関する責任者を定め、業務中の全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全な作業のために必要な施設を設置し、保安、防災及び衛生等の現場管理に万全を期すものとする。

(3) 作業前後の連絡と確認

作業開始前及び終了後は、担当職員に連絡するものとし、設備の復旧が確実に行われていることを確認し、施設等の運用に支障を来さないよう最善の注意を払うものとする。受注者は安全衛生に関する責任者を定め、業務中の全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業機側、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安防災及び衛生に万全を期すものとする。

第9節 受注者相互の協力

本業務に関連する関連業務として、令和8年度は次に示すものを計画しているため、当該業務等の受注者と相互に協力し、履行しなければならない。

- 1) 成田用水施設改築事業新川揚水機場ポンプ設備改修工事

2) その他担当職員が示す業務等

第10節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1) 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3) 1)及び2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第11節 震災対策

(1) 現場作業中において、次表に示す地点において震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中断するとともに、現場内を点検し、その状況を担当職員へ連絡するものとする。

施設名	基準観測点
新川揚水機場	成田市猿山(地方公共団体) 多古町多古(気象庁) 芝山町小池(地方公共団体)

第12節 疑義等

受注者は、仕様書に明示されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点検

第1節 共通事項

- (1) 本業務対象設備の主要仕様は、別紙-1「設備仕様一覧表」に示すとおりである。
- (2) 受注者は、本業務の履行により設備の運用に影響がないように、担当職員と打合せのうえ十分に注意して履行するものとする。
- (3) 受注者は、履行中に他の設備または構造物に悪影響及び破損しないように、確実に養生等を行うものとし、損傷を与えた場合は、受注者の責任において原形復旧を行うものとする。
- (4) 本業務の履行にあたり、機場内に設置されている天井クレーンを使用する場合は、担当職員の承諾を得て使用することができるものとする。
- (5) 作業に必要な器具・部品及び材料等は、受注者の負担とすることを原則とするが、各機場等に保管している器具・専用工具及び予備品等を使用する必要があるときは、担当職員と協議の上、使用することができるものとする。
- (6) 作業実施日は、作業開始前に実施日に行う作業内容を記載した「作業計画書」を担当職員へ提出するものとする。なお、作業開始前に担当職員へ直接提出することが、困難な場合は前日までに電子メール等で作業内容が分かるものを提示し、作業終了後に提出してもよいものとする。
また、作業開始時には担当職員へ連絡するものとする。
- (7) 作業の実施にあたっては、作業開始前及び終了後に各設備の状態表示等を記録し、設備の復旧が確実に行われていることを確認するものとする。
また、記録した結果は、点検記録書に添付するものとする。
- (8) 本業務の履行により、塗膜に損傷を与えた部分については、受注者の責任において補修塗装を行うものとする。なお、補修塗装を行う場合は、担当職員へ報告するものとし、塗装仕様及び塗装色については既設と同等とする。

第2節 点検

2-1 点検項目および点検回数

- (1) 目視点検及び年点検の点検項目は、別紙-2の「点検項目表」の各項目とする。
- (2) 点検回数は下表のとおり実施するものとする。

施設	年点検	備考
新川揚水機場	1回	

- (3) 担当職員は、突発的な故障や点検結果で発見された不具合について、詳細な調査、分析等が必要と判断される場合に、受注者と協議のうえ、臨時の点検を追加指示する場合がある。この場合、追加指示した臨時の点検については、設計変更の対象とする。

2-2 点検作業

- (1) 別紙-2「点検項目表」に基づき具体的なチェックシートを作成し、設備の点検を実施するものとする。
- (2) 点検は、設備の機能維持、信頼性確保及び軽微な機能回復を目的として、設備全体の機能を確認するものとし、点検項目表に記載されている調整、軽微な給油脂、清掃等の軽作業、並びに作業中に発見された不具合箇所のうち、作業工程の変更が伴うことのない調整又は予備品の交換等で行える簡易な作業等は、本業務に含むものとする。
- (3) 点検は、設備全体の機能を詳細に確認し良否の判定を行うものであり、異常等の判断ができるよう技術員等を配置し作業を行うものとする。
- (4) 作業の実施において、油脂の飛散、流出等がないように十分に注意すること。
- (5) 各装置の軸受け部及び摺動部等には、必要に応じて給油等を行うものとし、給油記録につ

- いては、「点検記録書」に添付するものとする。また給油脂後に軸受部のカバー等に付着した油脂類は丁寧に拭き取りを行うとともに、設備全体を清潔に保つよう努めるものとする。
- (6) 油脂類の滲みが発生している箇所については、経過観察を可能とするために清掃をおこなうものとし、清掃前後の写真を撮影し、「点検記録書」に添付するものとする。
- (7) 予備品の保管状況の確認及び整理を行い、予備品一覧表を作成し、「点検記録書」に添付するものとする。

2-3 管理運転

- (1) 履行に際し設備を操作する場合には、施設運用に支障をきたさないよう、運転方法、運転時間等について、担当職員と事前打ち合わせを行い、詳細を決定するものとする。
- (2) 管理運転の計測項目は、予め担当職員の承諾を得て行うものとする。
- (3) ポンプの運転操作は、中央監視操作卓から正常に起動することを併せて確認するものとする。

第3節 整備

3-1 整備範囲

整備範囲は以下に示すとおりとする。

作業内容	対象設備	台数	回数	備考
電動機 集電装置清掃	小ポンプ2号	1台	2回	
オートストレーナ清掃		2台	2回	
冷却パネル清掃		1台	2回	

3-2 作業内容

- (1) 対象となる設備の電動機の集電装置を掃除機や空気圧縮機を用いて、ブラシダスト等を丁寧に取り除くものとする。
- (2) ブラシ及びスリップリングの取付状態、損傷の有無、摺動面の確認を併せて実施するものとする。また、ブラシの寸法測定を行い、測定結果を「点検記録書」に添付するものとする。
- (3) 作業時には、対象となる電動機の遮断器を遮断し、感電や誤動作による事故に対する対策を行ったうえで作業をおこなうものとする。なお、電動機の遮断器の操作は担当職員が行う。
- (4) 清掃作業時にブラシダストが周辺に飛散した場合は、周辺機器等へ影響を与えないように清掃を行うものとする。
- (5) オートストレーナの清掃については、上部カバーを開けてストレーナを取り出し、ストレーナ本体や取付ボルトの各部品の清掃作業を行うものとする。
- (6) プレート式熱交換器の分解清掃については、各プレートを取り外し、プレート清掃および取外しを行うものとする。
- (7) オートストレーナ及びプレート式熱交換器の組立後の確認はポンプ試運転に伴い実施するものとする。

3-3 追加整備

- (1) 当該設備における突発的な故障時又は点検結果により部品・機器の交換、修理等が必要と判断された場合、受注者と協議のうえ、追加の保全作業を指示する場合がある。
- なお、作業に要する費用が生じた場合には、設計変更の対象とする。

－ 以上 －

別紙-1 設備仕様一覧表

設備の名称		新川揚水機場ポンプ設備		
ポンプの名称		小ポンプ		
場所	水系名・河川名	利根川水系・利根川		
	地名	千葉県成田市新川地内		
製作据付会社名		株式会社 電業社機械製作所		
完成年月		昭和51年8月		
取水量		195m ³ /min(3.25m ³ /sec)		
主 ポ ン プ	台数	1台		
	形式	横軸両吸込渦巻ポンプ		
	口径	φ500mm×φ300mm		
	吐出量	33m ³ /min(0.55m ³ /s)		
	全揚程	70m		
	回転数	1,470min ⁻¹		
	運転方式	水位制御又は流量制御又は圧力制御		
	材質	胴体:FC25, 羽根車:SCS1, 主軸:S45C		
設 備	吐出弁	形式	油圧式ロート弁	
		口径	φ350mm	
		形式	-	
		口径	-	
主 ポ ン プ 駆 動 設 備	形式	横軸巻線形三相誘導電動機		
	台数	1台		
	定格出力	460kW・4P		
	電源	3φ3,300V・50Hz		
	始動方式	二次抵抗始動(液体抵抗器)		
	速度制御方式	二次抵抗制御(液体抵抗器)		
系 統 機 器	圧油	圧油ポンプ	歯車ポンプφ20mm 20L/min・16kgf/cm ² ・1.5kW 2台	
		圧油槽	鋼製円筒型 1.25m ³ ・16kgf/cm ² 1基	
		貯油槽	鋼製角型 1300L 1基	
		空気圧縮機	空気圧縮機 68L/min・17.6kgf/cm ² ・1.5kW 1台	
設 備	給水	オートストレーナ	オートストレーナ 2.0m ³ /min・8.5kgf/cm ² ・0.4kW 2台	
付 属 設 備	弁類	形式	手動立軸内ねじ仕切弁 (吸込側)	
		口径	φ500mm	
		形式	手動立軸蝶形弁 (吐出補修用)	
		口径	φ350mm	
備	場内排水ポンプ		水中ポンプφ65mm 0.3m ³ /min・15m・2.2kW	

新川揚水機場ポンプ設備点検項目表

(1) 点検項目表

施設名	新川揚水機場					稼働形態	常用系	
設備名	主ポンプ設備			号機名	号機		設備区分	
システム名	揚水ポンプ設備 主ポンプ (渦巻ポンプ)			点検実施年月日			点検実施者	
	揚排水ポンプ設備 主配管			点検前の準備・確認			点検後の状態復帰・確認	
装置区分	点検実施状況							
	点検		定期点検					備考
			実施項目	大1号	大2号	小1号	小2号	
点検内容	点検方法	結果	結果	結果	結果	結果		
【主ポンプ】								
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○	/	/	/	/	
インペラ	振動・異音	ケーシングを目視・触診・聴診し異常振動、異音が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
	作動状況 (回転)	回転計により回転速度を計測する。 また、盤面回転数指示値との誤差を確認する。	○	/	/	/	計測	
主軸	振動	軸・軸受部を目視・触診し異常振動が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
軸継手	センターリング	芯出し測定を実施する (共回しによる)。	○	/	/	/	計測	
	外観・振動・異音	軸・軸継手の目視・触診及び運転時の聴診により、外観の異常、異常振動、異音が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
軸受	温度	温度計で軸受温度を計測し、異常過熱が無いことを確認する。 また機付温度計との誤差を確認する。	○	/	/	/	計測	
	振動	振動計で軸受部の振動を計測し、異常振動が無いことを確認する。	○	/	/	/	計測	
	油量・油漏れ	目視により、油の異常 (過剰・不足・変色・汚濁等) 及び油漏れの有無を確認する。	○	/	/	/	/	
軸封装置	異常温度	パッキン押さえ周辺を触診し異常過熱が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
	封水量	スタフィングボックスからの水漏れ量が適正範囲であることを目視で確認する。	○	/	/	/	/	
滴水検知器	作動状況	ポンプ運転時に、正常な検知を確認する。	○	/	/	/	/	
圧力計	作動状況	吐出圧力計・吸込圧力計の異常有無を確認する。	○	/	/	/	/	
温度計	作動状況	温度計で測定箇所の計測・記録を行い、機付温度計の異常誤差の有無を確認する。	○	/	/	/	軸継手側・反軸継手側	
【主配管】								
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○	/	/	/	/	
吸込管	継手部の漏水	目視により溶接線及びフランジ接合部からの漏水が無いことを確認する (目視可能な箇所のみ)。	○	/	/	/	/	
	板厚減少	目視によりたわみや板厚減少につながる著しい腐食の無いことを確認し、超音波板厚計により残存板厚を測定する。	○	/	/	/	測定数は、1箇所当たり天地左右の4ポイント (1ポイント当たり4点測定)。	
吐出管	継手部の漏水	目視により溶接線及びフランジ接合部からの漏水が無いことを確認する (目視可能な箇所のみ)。	○	/	/	/	/	
	板厚減少	目視によりたわみや板厚減少につながる著しい腐食の無いことを確認し、超音波板厚計により残存板厚を測定する。	○	/	/	/	測定数は、1箇所当たり天地左右の4ポイント (1ポイント当たり4点測定)。	
	伸縮継手の漏水	目視により伸縮継手部からの漏水が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
吐出集合管	板厚減少	目視によりたわみや板厚減少につながる著しい腐食の無いことを確認し、超音波板厚計により残存板厚を測定する。	○	/	/	/	測定数は、1箇所当たり天地左右の4ポイント (1ポイント当たり4点測定)。	
装置全般	点検後の状態復帰	装置の状態、表示灯による状態表示、操作盤の施錠、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰していることを確認する。また操作盤の施錠も確実に実施すること。	○	/	/	/	/	

- 注) 1. 点検結果の判定は、次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常
 2. 点検が実施できなかった場合は / を記入する。
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

(2) 点検項目表

施設名	新川揚水機場				稼働形態	常用系		
設備名	主ポンプ駆動設備			号機名	号機		設備区分	
サブシステム名	揚水ポンプ設備 主電動機				点検実施年月日		点検実施者	
					点検前の準備・確認		点検後の状態復帰・確認	
装置区分	点検実施状況							
	点検		定期点検					備考
			実施項目	大1号	大2号	小1号	小2号	
点検内容	点検方法	結果	結果	結果	結果	結果		
【主電動機】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○	/	/	/	/	
電動機本体	電流値	ポンプ盤電流計にて運転時電流値を確認、記録する。	○	/	/	/	/	
	電圧値	配電盤電圧計にて運転時電圧値を確認、記録する。	○	/	/	/	/	
	過熱	運転時に本体表面を触診し異常過熱が無いことを確認する。 また機側温度計にて巻線温度を確認、記録する。	○	/	/	/	/	※運転中に温度計測定相の切換を行わないこと。
	振動・異音	本体を目視・触診・聴診し異常振動、異音が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により計測、記録する。(電動機一次側・二次側)	○	/	/	/	/	計測
	接地抵抗	接地抵抗計により測定、記録する。	/	/	/	/	/	
軸受	温度	温度計で軸受温度を計測し、異常過熱が無いことを確認する。 また機付温度計との誤差を確認する。	○	/	/	/	/	計測
	振動	振動計で軸受部の振動を計測し、異常振動が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	計測
	油量・油漏れ	目視により、油の異常(過剰・不足・変色・汚濁等)及び油漏れの有無を確認する。	○	/	/	/	/	
	給油	運転時にグリースを適量給油し、ドレンから観出された旧グリースを除去する。	○	/	/	/	/	
集電環装置	作動状況	運転中、正常な通電および回転動作を確認する。	○	/	/	/	/	
	清掃状況	集電環装置がプラスチックで汚損していないことを確認する。	○	/	/	/	/	清掃実施
	コレクタリングの損傷	目視によりコレクタリングの面荒れ有無を確認する。	○	/	/	/	/	
	ブラシの摩耗	電動機ブラシの寸法を測定・記録し、過去データと比較して異常摩耗の有無を確認する。	○	/	/	/	/	計測
冷却器	漏洩	目視により、水漏れ等が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
	冷却水圧力	冷却器内部の冷却水圧力を確認し、記録する。	○	/	/	/	/	
	フローリレーの作動状況	冷却水量を確認・記録する。 フローリレーの正常な作動を確認する。	○	/	/	/	/	
温度計	作動状況	温度計で測定箇所を計測・記録を行い、機付温度計の異常誤差の有無を確認する。	○	/	/	/	/	軸継手側・反軸継手側
給水弁	作動状況	運転中に正常な作動を確認する。	○	/	/	/	/	主ポンプと共用
装置全般	点検後の状態復帰	装置の状態、表示灯による状態表示、操作盤の施錠、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰していることを確認する。また操作室の施錠も確実に実施すること。	○	/	/	/	/	

注) 1. 点検結果の判定は、次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

(3) 点検項目表

施設名	新川揚水機場				稼働形態	常用系		
設備名	主ポンプ駆動設備			号機名	号機		設備区分	
サブシステム名	揚水ポンプ設備 始動・制御用抵抗器 (液体抵抗器)			点検実施年月日		点検実施者		
				点検前の準備・確認		点検後の状態復帰・確認		
装置区分	点検実施状況							
	点検		定期点検					備考
			実施項目	大1号	大2号	小1号	小2号	
点検内容	点検方法	結果	結果	結果	結果	結果		
【始動・制御用抵抗器】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○	/	/	/	/	
抵抗器本体	漏洩 (冷却水・溶液)	目視により冷却水、溶液の漏洩が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
電極部	基準異常 (電極間ギャップ)	電極間のギャップを測定し、必要に応じて調整する。(電極間抵抗の測定)	/	/	/	/	/	
操作部	振動・異音	運転中に正常な動作を確認する。目視・触診・聴診し異常振動、異常音が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
歯車開閉器	作動状況	運転中に正常な動作を確認する。	○	/	/	/	/	
浮動開閉器	作動状況	運転中に正常な動作を確認する。	○	/	/	/	/	
循環ポンプ	作動状況	運転中に正常な動作を確認する。	○	/	/	/	/	
	電流・電圧	運転時の電流・電圧を計測・記録し、異常有無を確認する。	○	/	/	/	計測	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により計測、記録する。	○	/	/	/	計測	
電解液	基準異常	電解液性状 (温度、濃度、比重等) を測定し、変化を確認する。	/	/	/	/	/	
	液量	電解液の液量を確認し、不足がある場合は補給水を行う。	○	/	/	/	/	
	温度	温度計で軸受温度を計測し、異常過熱が無いことを確認する。また機付温度計との誤差を確認する。	○	/	/	/	計測	
冷却器	漏洩	目視により、水漏れ等が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
	冷却能力	運転時に電解液及び冷却水の出入温度をそれぞれ確認・記録し、冷却能力の異常有無を確認する。	○	/	/	/	計測	
	フッロリレーの作動状況	冷却水量を確認・記録する。フッロリレーの正常な動作を確認する。	○	/	/	/	/	
二次短絡装置	作動状況	運転中に正常な動作を確認する。また、必要に応じて清掃・給油等を実施する。	○	/	/	/	/	
装置全般	点検後の状態復帰	装置の状態、表示灯による状態表示、操作盤の施錠、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰していることを確認する。また操作盤の施錠も確実に実施すること。	○	/	/	/	/	

- 注) 1. 点検結果の判定は、次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

(5) 点検項目表

施設名	新川揚水機場				稼働形態	常用系		
設備名	主ポンプ設備			号機名	号機		設備区分	
サブシステム名	揚水ポンプ設備 吸込弁・吐出弁・吐出補助弁			点検実施年月日		点検実施者		
				点検前の準備・確認		点検後の状態復帰・確認		
装置区分	点検実施状況							
	点検		定期点検					備考
			実施項目	大1号	大2号	小1号	小2号	
点検内容	点検方法	結果	結果	結果	結果	結果		
【吸込弁（手動式）】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○	/	/	/	/	
吸込弁本体	振動	ポンプ運転中、弁本体を目視・触診し異常振動が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
	異音	ポンプ運転中、異常音が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
開閉機構	作動状況（手動）	ポンプ停止時に全閉操作及び全開操作を行い、開閉機能の異常有無を確認する。	○	/	/	/	/	
リミットスイッチ	作動状況	ポンプ始動・停止時に正常な動作を確認する。	○	/	/	/	/	
【吐出弁（ロート弁）】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○	/	/	/	/	
吐出弁本体	振動	ポンプ運転中、弁本体を目視・触診し異常振動が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
開閉機構	作動状況	ポンプ始動・停止時に正常な開閉動作を確認する。	○	/	/	/	/	
圧油操作機構	作動状況	ポンプ始動・停止時に正常な開閉動作を確認する。	○	/	/	/	/	
	油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
	空気混入	空気の混入がある場合は、空気抜きを実施する。	○	/	/	/	/	
	基準異常（圧力）	圧力計にて正常な圧力範囲であることを確認する。	○	/	/	/	/	
	作動状況（手動）	手動操作により、正常に開閉動作が行えることを確認する。	○	/	/	/	/	
開度計	作動状況	全閉・全開時に開度計指示が正しいことを確認する。	○	/	/	/	/	
リミットスイッチ	作動状況	ポンプ始動・停止時に正常な動作を確認する。	○	/	/	/	/	
油圧配管	油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
複式ストレーナ	油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。 ストレーナの分解清掃を実施し、異物混入の有無を確認する。	○	/	/	/	/	
【吐出補助弁（手動式）】								
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○	/	/	/	/	
吐出補助弁本体	振動	ポンプ運転中、弁本体を目視・触診し異常振動が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
	異音	ポンプ運転中、異常音が無いことを確認する。	○	/	/	/	/	
開閉機構	作動状況（手動）	ポンプ停止時に全閉操作及び全開操作を行い、開閉機能の異常有無を確認する。	○	/	/	/	/	
装置全般	点検後の状態復帰	装置の状態、表示灯による状態表示、操作盤の施錠、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰していることを確認する。また操作室の施錠も確実に実施すること。	○	/	/	/	/	

- 注) 1. 点検結果の判定は、次による。V：正常、△：経過観察または要精密点検、×：異常
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項：

(7) 点検項目表

施設名	新川揚水機場		稼働形態	常用系	
設備名	系統機器設備		号機名	号機	
サブシステム名	揚水ポンプ設備 給水・冷却水系統		点検実施年月日		点検実施者
			点検前の準備・確認		点検後の状態復帰・確認
装置区分	点検		点検実施状況		
			定期点検		備考
点検内容	点検方法	実施項目	結果		
【給水系統】				1号	2号
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○		
オートブレーキ	作動状況	運転中に正常な作動を確認する。 逆洗機能が正常に働くことを確認する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定、記録する。	○		計測
配管	漏洩	目視により、継手部等に漏水が発生していないことを確認する。また、圧力計により管内圧力が正常であることを確認する。	○		
逆洗弁	作動状況	運転中に正常な作動を確認する。	○		
圧力計	作動状況	運転中の圧力を確認・記録し、差圧が適正範囲内であることを確認する。	○		
【給水系統操作盤】					
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定、記録する。	○		
操作スイッチ	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。	○		
切替スイッチ	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。	○		
電磁接触器	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、パタキが無いことを確認する。	○		
リレー類	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、パタキが無いことを確認する。	○		
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより増締めを実施する。	○		
装置全般	点検後の状態復帰	装置の状態、表示灯による状態表示、操作盤の旋錠、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰していることを確認する。また操作室の旋錠も確実に実施すること。	○		

注) 1. 点検結果の判定は、次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

(8) 点検項目表

施設名	新川揚水機場			稼働形態	常用系
設備名	系統機器設備		号機名	号機	設備区分
システム名	揚水ポンプ設備 圧油系統		点検実施年月日		点検実施者
			点検前の準備・確認		点検後の状態復帰・確認
装置区分	点検実施状況				
	定期点検				備考
	点検内容	点検方法	実施項目	結果	
【圧油系統】				1号 2号	
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○		
圧油ポンプ	作動状況 (圧力)	運転中、圧力計により圧力を確認・記録し、ポンプ機能に異常が無いことを確認する。	○		
	作動状況 (回転)	運転中、本体を目視・聴診・触診し異常振動、異音、異常過熱等が無いことを確認する。	○		
	電圧・電流値	運転時の電圧値及び電流値を測定し、異常の有無を確認する。	○		計測
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定、記録する。	○		計測
貯油槽	油量	目視により、油漏れが無いかどうか確認する。また、油面計にて油量が正常範囲にあることを確認する。	○		
	油面スイッチ	異常状態（液面低下・液面上昇）を正常に検知することを確認する。	○		
圧油槽	油量	目視により、油漏れが無いかどうか確認する。また、油面計にて油量が正常範囲にあることを確認する。	○		
	圧力スイッチ	空気圧縮機のON-OFFが正常に作動することを確認する。圧力異常低下が正常に作動することを確認する。	○		
	油面スイッチ	圧油ポンプのON-OFFが正常に作動することを確認する。	○		
	安全弁	平常時に弁が動作していないことを確認する。	○		
圧油配管	油漏れ	目視により、油漏れが無いことを確認する。	○		
空気圧縮機	作動状況 (圧力)	運転中、圧力計により圧力を確認・記録し、ポンプ機能に異常が無いことを確認する。	○		
	作動状況 (回転)	運転中、本体を目視・聴診・触診し異常振動、異音、異常過熱等が無いことを確認する。	○		
	電圧・電流値	運転時の電圧値及び電流値を測定し、異常の有無を確認する。	○		計測
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定、記録する。	○		
空気配管	エア漏れ	目視により、エア漏れが無いことを確認する。	○		
【圧油系統操作盤】					
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定、記録する。	○		計測
操作スイッチ	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。	○		
切替スイッチ	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。	○		
電磁接触器	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、バタツキが無いことを確認する。	○		
リレー類	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、バタツキが無いことを確認する。	○		
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより増締めを実施する。	○		
装置全般	点検後の状態復帰	装置の状態、表示灯による状態表示、操作盤の施設、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰していることを確認する。また操作室の施設も確実に実施すること。	○		

- 注) 1. 点検結果の判定は、次による。V: 正常、Δ: 経過観察または要精密点検、×: 異常
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

--

(9) 点検項目表

施設名	新川揚水機場		稼働形態	常用系	
設備名	系統機器設備		号機名	号機	
サブシステム名	場内排水ポンプ		点検実施年月日		点検実施者
			点検前の準備・確認		点検後の状態復帰・確認
装置区分	点検実施状況				
	点検		定期点検		備考
	点検内容	点検方法	実施項目	結果	
【場内排水ポンプ】					
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○	1号	2号
排水ポンプ	作動状況	管理運転を実施し、排水機能に異常が無いことを確認する。また、本体を目視・聴診・触診（配管）し異常振動、異音等が無いことを確認する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定、記録する。	○		計測
	電圧・電流値	運転時の電圧値及び電流値を測定し、異常の有無を確認する。	○		計測
レベルスイッチ	作動状況	作動を確認する。	○		
配管	漏洩・詰り	目視にて継手等に漏洩が無いことを確認する。また、圧力計により管内圧力が正常であり、詰りが無いことを確認する。	○		
弁類	作動状況	運転中に正常な作動を確認する。	○		
排水槽	堆積状況	排水ピット内の堆積状況を確認する。	○		
【場内排水ポンプ操作盤】					
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定、記録する。	○		
操作スイッチ	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。	○		
切替スイッチ	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。	○		
電磁接触器	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、パタツキが無いことを確認する。	○		
リレー類	作動状況	ポンプ操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、パタツキが無いことを確認する。	○		
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより増締めを実施する。	○		
装置全般	点検後の状態復帰	装置の状態、表示灯による状態表示、操作盤の施設、後片付け、清掃状況等、点検前の状態が復帰していることを確認する。また操作室の施設も確実に実施すること。	○		

注) 1. 点検結果の判定は、次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

新川揚水機場小ポンプ2号点検整備

参 考 資 料

参考資料-1 業務数量内訳書

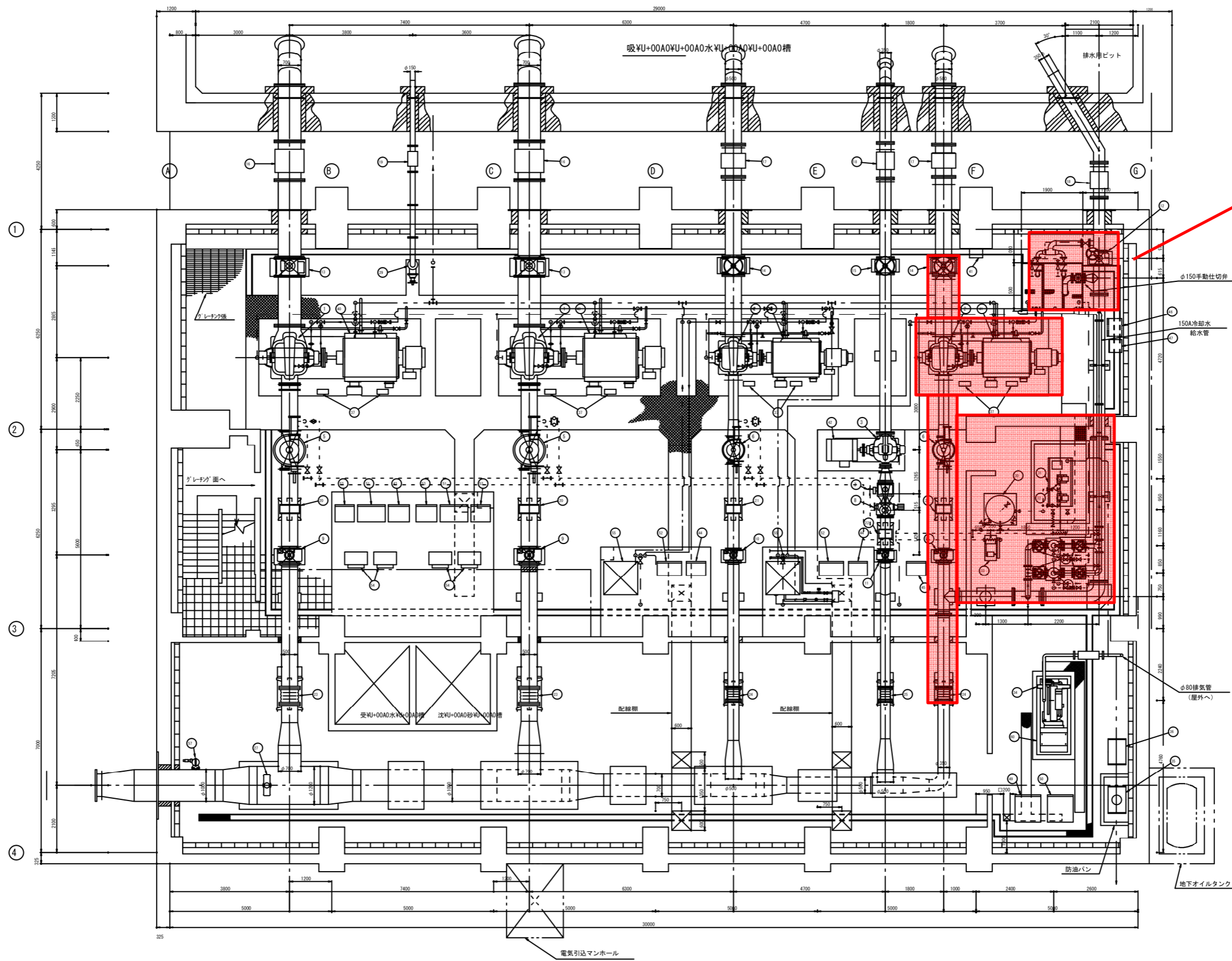
参考資料-2 参考図面

独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構

千 葉 用 水 総 合 管 理 所

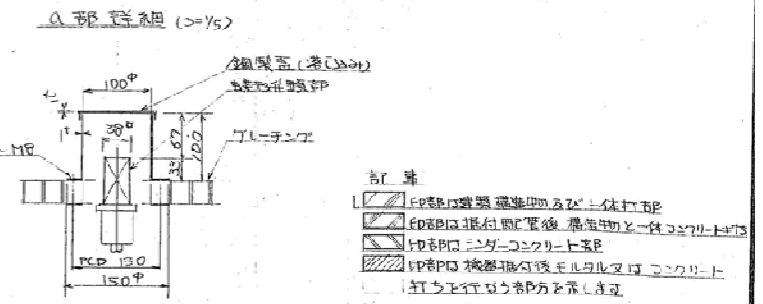
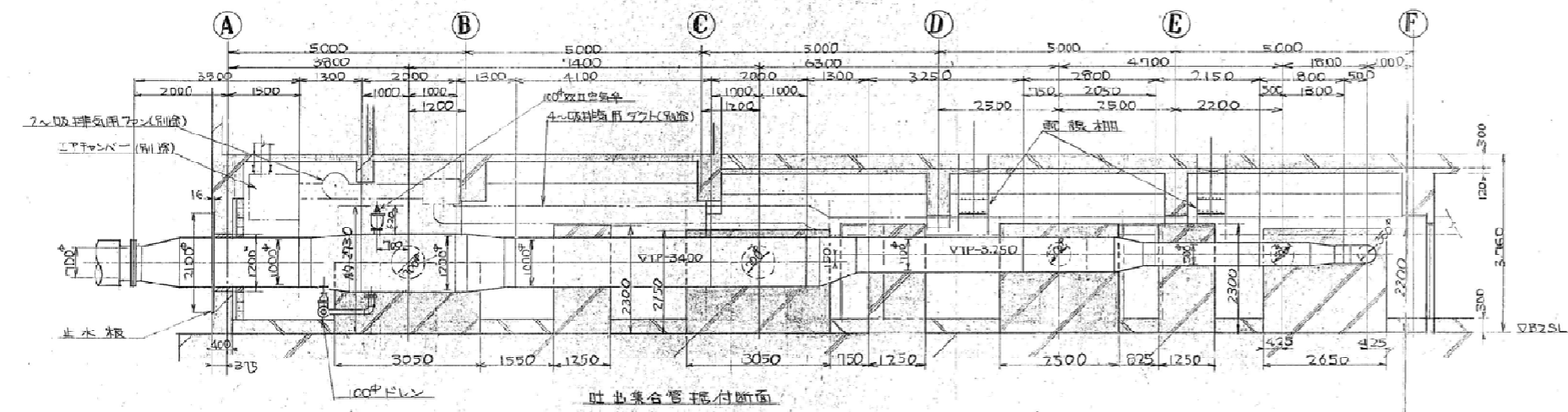
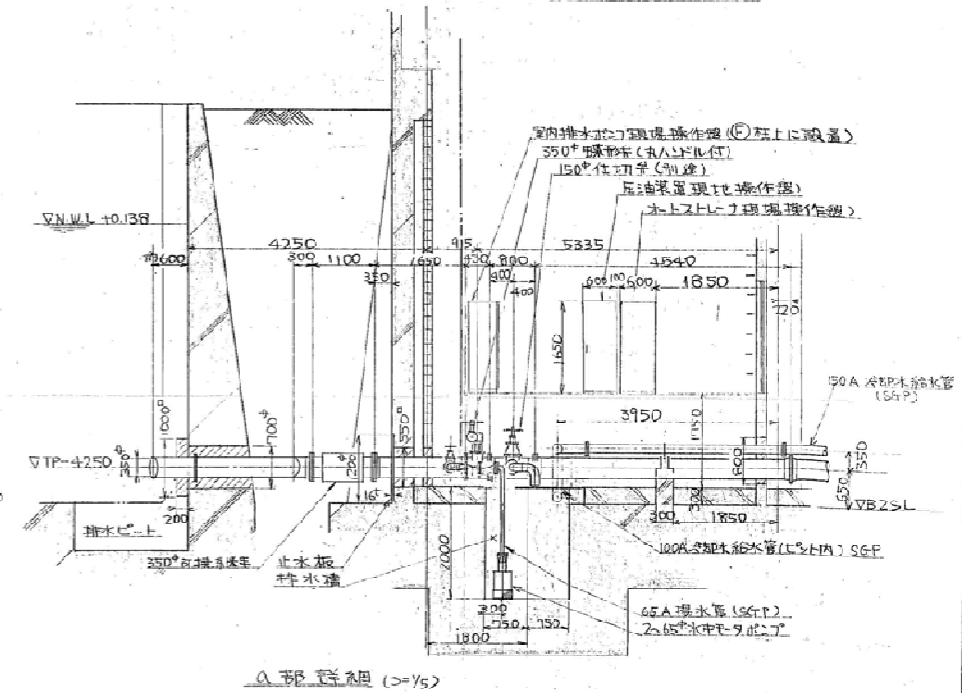
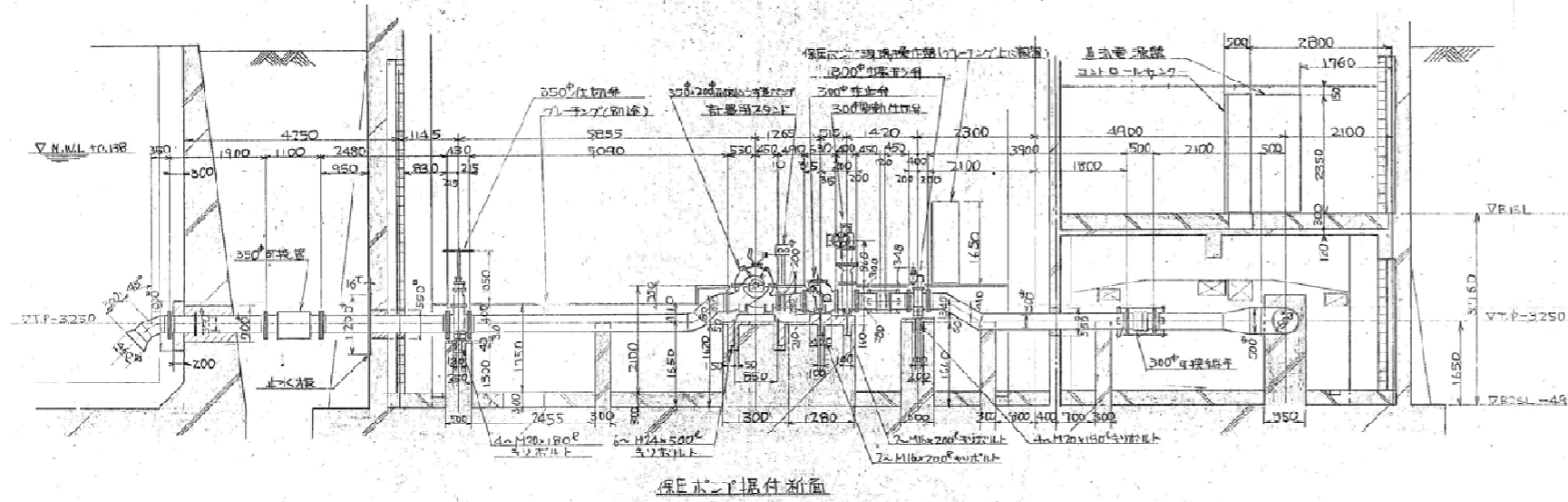
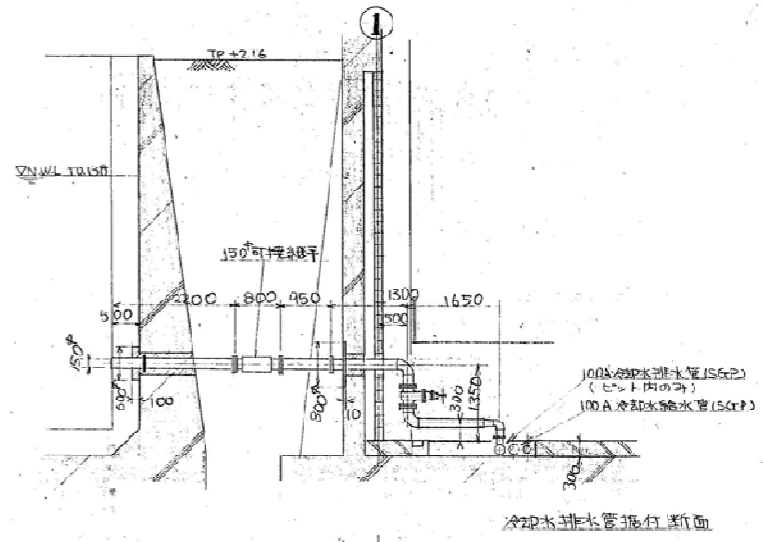
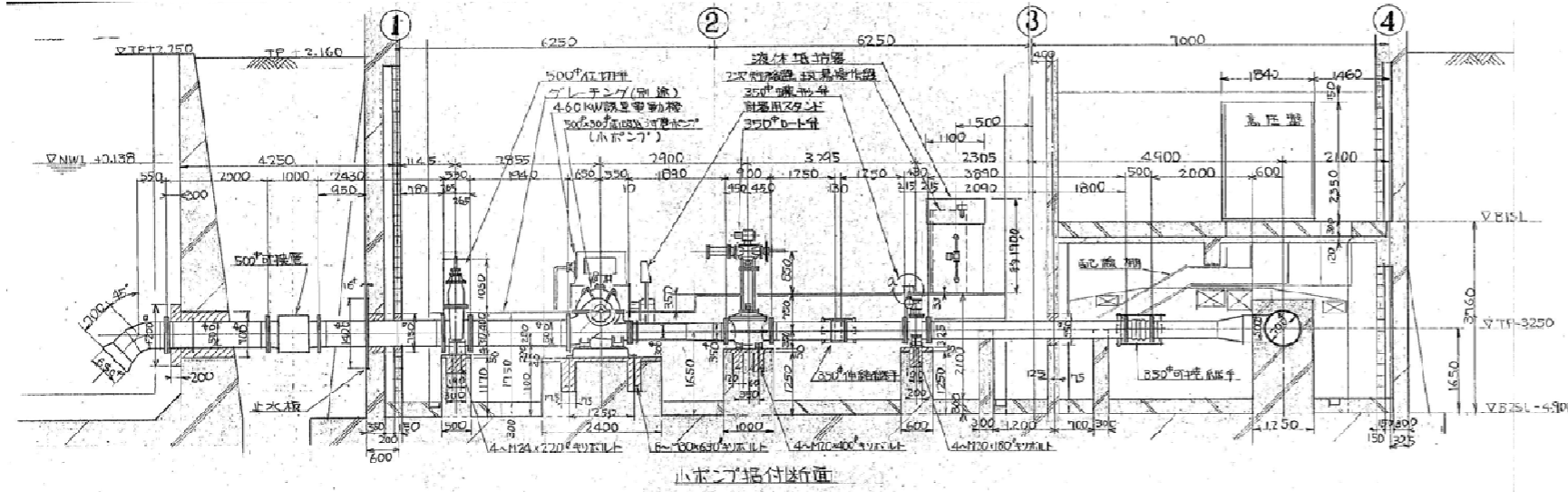
工場・現地作業工数 参考数量

区分	規 格	単 位	数 量	備 考
ポンプ設備 点検整備	点検整備工	人	13	点検整備作業に係る総工数

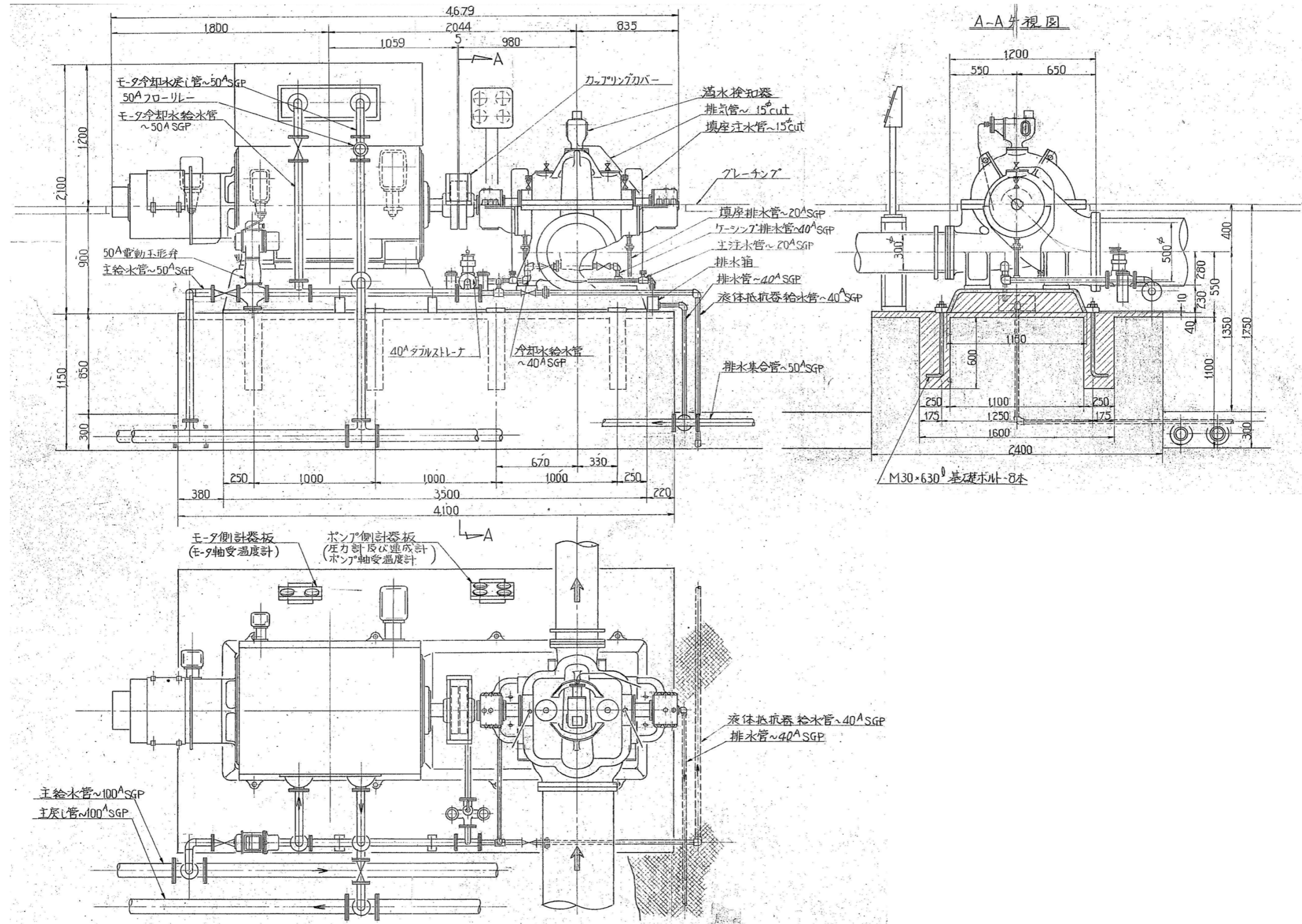


点検対象箇所

工事名	新川揚水機場ポンプ設備点検業務		
名称	新川揚水機場一般図		
登録番号		整理番号	
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所			



工事名	新川揚水機場ポンプ設備点検業務		
名称	新川揚水機場小ポンプ他縦断面		
登録番号		整理番号	
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所			



工事名	新川揚水機場ポンプ設備点検業務		
名称	新川揚水機場小ポンプ一般図		
登録番号			整理番号
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所			